

騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準

平成 2 7 年 6 月 1 日

昭島市長 北 川 穰 一

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第4条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項の規定により指定された地域における規制基準を次のとおり定める。

区域の区分		時間の区分		音量
種別	該当地域			
第 1 種区域	(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域 (2) 前号に掲げる地域に接する地先及び水面	朝	午前6時から午前8時まで	40デシベル
		昼間	午前8時から午後7時まで	45デシベル
		夕	午後7時から午後11時まで	40デシベル
		夜間	午後11時から翌日午前6時まで	40デシベル
第 2 種区域	(1) 法第8条第1項第1号の規定により定められた第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	朝	午前6時から午前8時まで	45デシベル

	<p>(2) 法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第1種区域に接する地域であって第1種区域の周囲30メートル以内の地域(以下「第1特別地域」という。)</p> <p>(3) 法第8条第1項第1号の規定による用途地域として定められていない地域であって第1種区域、第3種区域及び第4種区域に該当する区域を除く地域</p>	昼間	午前8時から午後7時まで	50デシベル
		夕	午後7時から午後11時まで	45デシベル
		夜間	午後11時から翌日午前6時まで	45デシベル
第3種区域	<p>(1) 法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域であって第1特別地域に該当する区域を除く地域</p> <p>(2) 法第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域(第1特別地域に該当する区域を除く。)のうち第2種区域(第1特別地域を除く。)に接する地域であって第2種区域</p>	朝	午前6時から午前8時まで	55デシベル
		昼間	午前8時から午後8時まで	60デシベル
		夕	午後8時から午後11時まで	55デシベル

	の周囲30メートル以内の地域(以下「第2特別地域」という。) (3) 前2号に掲げる地域に接する地先及び水面	夜間	午後11時から翌日午前6時まで	50デシベル
第4種区域	(1) 法第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域(第1特別地域及び第2特別地域に該当する地域を除く。) (2) 前号に掲げる地域に接する地先及び水面	朝	午前6時から午前8時まで	60デシベル
		昼間	午前8時から午後8時まで	70デシベル
		夕	午後8時から午後11時まで	60デシベル
		夜間	午後11時から翌日午前6時まで	55デシベル
<p>第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内(第1特別地域及び第2特別地域を除く。)における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。</p>				